

公益社団法人日本技術士会近畿本部生物工学部会【会則】

本会則は、公益社団法人日本技術士会地域組織の設置運営に関する規則 第2章第24条に基づき定めたものである。

第1章 総則

(名称)

第1条 本部会の名称は、公益社団法人日本技術士会近畿本部生物工学部会（以下、「本部会」）とする。本部会は公益社団法人日本技術士会近畿本部（以下、「近畿本部」）におく。

(目的)

第2条 本部会は、生物工学部門の技術士として、技術士法の義務と責務を守り技術の研鑽に励み、技術者倫理の確立と地位の向上を図るとともに、地域の会員相互の啓発や協調の土壌を培うことを目的とする。

(事業)

第3条 本部会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 日本技術士会の事業活動に協力すること
- (2) 技術士制度の普及及び啓発に努めること
- (3) 関連学協会との連携に関わる事項
- (4) 技術の研鑽、向上を図るため、講演及び見学等の研修会を開催すること
- (5) 会員相互の啓発や協調の土壌を培うための交流会等を開催すること
- (6) その他、本部会の目的達成に必要な事項

第2章 部会員

(構成)

第4条 本部会は、近畿本部の生物工学部門の正会員及び準会員をもって構成し、次の通り「部会員」とする。

- (1) 正会員 技術士登録されており、その登録が生物工学部門の方
- (2) 準会員 技術士第一次試験に合格された方（技術士補を含む）
日本技術者教育認定機構（JABEE）が認定した課程を修了された方
技術士第二次試験で生物工学部門に合格された方で技術士未登録の方

(入会・退会)

第5条 部会員は、前条により部会員となる。又、技術士会を退会したとき、部会も退会となる。

(部会会費)

第6条 本部会の運営費用は、日本技術士会生物工学部会統括本部（以下、「統括本部」）及び近畿本部からの補助費（講演会及び見学会等開催）、対外活動費、並びに本部会の事業活動における参加費等により運営を図ることを基本とし、部会会費を徴収しない。

第3章 役員等

(役員)

第7条 本部会には、役員として幹事を置く。役員は、無報酬とする。

幹事 10名以内

(幹事)

第8条 幹事は、第4条の部会員から候補者を選出し、本部会の幹事会の承認を経て決定し、近畿本部に報告するものとする。

2 幹事は、部会長を補佐する他、本部会の中心として活動を行なう。

(役職)

第9条 本部会には、幹事の中から次の役職を置く。

部会長	1名
副部会長	1名
幹事長(統括本部との連絡担当幹事を兼ねる。)	1名
副幹事長(統括本部との連絡担当幹事を兼ねる。)	1名(必要に応じ)
会計	1名

(選出)

第10条 部会長は、本部会の幹事の中から互選され、近畿本部長が近畿本部役員会に諮って承認を得て選任する。

2 副部会長は、部会長が委嘱し、本部会の幹事会の承認を得て近畿本部長に報告する。

3 幹事長は、本部会の幹事の互選により選出し、部会長が委嘱する。

4 副幹事長は必要に応じ、幹事長が委嘱し、部会長に報告するとともに本部会の幹事会の承認を得る。

5 本部会の幹事等の委嘱に際しては、部会長が委嘱状を交付する。役職の者は、役職名をもって部会長が委嘱状を交付する。

(職務)

第11条 部会長は、本部会の代表として、本部会の運営総括並びに議長として幹事会を招集し、統括本部及び近畿本部等の重要事項等について報告等を行う。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が職務を果たせない事態であるときはその職務を代行する。

- 3 幹事長は、部会に関する懸案事項を処理するとともに、幹事会の議事運営を行う。
- 4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長が職務を果たせない事態であるときはその職務を代行する。

(任期)

- 第12条 部会長の任期は、1期2ヶ年で最長3期（6年）までとする。
- 2 幹事の任期は、1期2ヶ年とする。但し、再選を妨げない。幹事に欠員が生じた場合は、第8条により後任を選出し、補充する。
 - 3 次の場合、欠員が生じたものとして前項に準ずる。
 - (1) 幹事が企業内人事異動により、近畿本部以外の地域に転勤になった場合
 - (2) 幹事会への出席が著しく困難な場合
 - (3) 部会長が補充の必要を認め、幹事会の承認を得た場合
 - 4 補充された幹事の任期は、前任の残存期間とする。
 - 5 幹事は、役員として任期満了後も後任の就任が決まるまで引き続きその職務を行う。

第4章 部会の会議

(種類)

- 第13条 本部会の会議は、幹事会、部会年次大会及び交流会とする。

(幹事会)

- 第14条 幹事会は、幹事にて構成され、原則2ヵ月に1回開催する。又、部会長は必要に応じ、随時、幹事会を召集することができる。
- 2 幹事は、幹事会に出席するものとする。これに伴う日当・交通費等を支給しない。
 - 3 部会長は必要に応じ、部会員に幹事会への出席及び報告等を求めることができる。
 - 4 部会長は必要に応じ、統括本部及び生物工学部会以外の部会（以下、「他の部会」）の代表等に、幹事会へオブザーバーとして出席を求めることができる。

(審議)

- 第15条 幹事会は、次の事項を審議し、処理する。
- (1) 統括本部、近畿本部からの諮問事項及び意見具申に関する事項
 - (2) 統括本部、近畿本部常設委員会等の技術士会委員会からの報告事項
 - (3) 第2条の目的達成のため、部会内に設置された委員会等（以下、「部会委員会」）からの報告事項
 - (4) 近畿本部及び他の部会との協力事項
 - (5) その他、部会に関する事項

(議決)

第16条 幹事会の成立は、幹事の2分の1以上の出席を要する。インターネット会議から参加した場合も出席とみなす。

- 2 幹事会の議決は、出席幹事の過半数をもって決定し、可否同数のときは、部会長がこれを決定する。

(議事録)

第17条 幹事会の審議、報告事項等は、担当の幹事が議事録を作成し、部会長が内容確認後、部会の所要記録媒体(部会ホームページ等)に記録し、報告する。

(部会年次大会)

第18条 部会年次大会は、当部会会員の参加により、年次大会を開催することができる。

- 2 年次大会は、当部会における毎年度の事業内容に関する総括的な議題等を取り扱う。
- 3 年次大会の議長は、部会長がこれに当たる。

(交流会)

第19条 交流会は必要に応じ、本部会員同士の交流や他の部会との情報交換等を行う。

第5章 部会委員会

(部会委員会)

第20条 部会長は必要に応じ、幹事会の承認を得て、部会委員会を設置することができる。

- 2 部会長は、前項により設置された部会委員会に対し、幹事の中から部会委員会委員長、部会委員会委員を選任し、幹事会の承認を得て、委嘱する。
- 3 部会委員会は、別途制定する「部会委員会【運営要領】」に基づき行動し、幹事が委員として部会委員会の構成員となり、部会活動が活発、円滑に行えるように協力する。

第6章 会計

(会計年度)

第21条 部会の会計年度は、技術士会の会計年度に合わせて、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(会計・会計監査役)

第22条 部会長は、幹事の中から会計を1名、部会員の中から会計監査役を1名選任し、幹事会の承認を得て委嘱する。会計監査役はボランティアとし、無報酬とする。

(決算)

第23条 部会長は、毎会計年度終了後、速やかに収支決算書を作成し、会計監査役による会計監査を受け、幹事会に報告しなければならない。

第7章 会則の改廃等

(改廃等)

第24条 本会則の改廃及び記載のない事項は、幹事会の議決において決める。

附則

1 本会則は、公益社団法人日本技術士会近畿本部役員会承認後、令和4年10月1日より施行する。